

災害発生

1.災害発生時

p.14：本校周辺における大規模地震の基礎知識

p.15：大規模地震の安全確保

p.16：授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)

p.17：大規模災害における緊急対応(校外活動時)

p.18：大規模災害における緊急対応(登下校時)のフロー

p.19：大規模災害における緊急対応(校外活動時)のフロー



◆本校周辺における大規模地震の基礎知識

学校の立地条件

標 高 : 約 0.5 ～ 1 m
海岸からの距離 : 約 1 km
校 舎 : 4 階 1 0 m
屋 上 : 1 4 m



◆災害予想※想定なのでこの数値より大きく、被害が大きくなることも想像すること

震 度 : 7 以上
地震継続時間 : 2.5 ～ 3 分
津波による浸水 : 3 ～ 5 m
津波到達時間 : 4 0 分 ※ 3 0 cm の浸水で避難困難

学校周辺地域は液状化の危険性が大いにある。



◆校内避難場所

- ・ 原則 1 ・ 2 号館の 4 階が避難先
- ・ 避難の際、2 階以上の渡り廊下は使用しない

避難が困難な
場合



- ・ 最寄りの校舎の最上階
- ・ 体育館 2 階



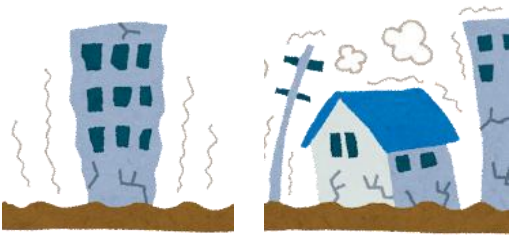
◆備蓄品保管場所

- ・ 1 号館 4 F 塔屋
- ・ 2 号館 4 F C A D 準備室
- ・ 体育館 3 F 東側
- ・ 体育館 3 F ステージ側



◆大規模地震の安全確保

安全確保の基本



授業中の対応	休み時間、放課後等の対応
・ 近くの窓、壁と反対側に頭を向けさせる ・ 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとらせる ・ 教職員は冷静に的確な指示を与える ・ 安心させるような声かけを続ける ・ 火を消す。ガスの元栓を閉める ・ 電気器具のコンセントを抜く	・ 教職員が居なくても生徒自らが助け合い、安全確保出来るよう日頃から指導しておく ・ 揺れが終息し安全が確保された後、教職員は生徒のもとへ急行、安否確認、避難行動準備

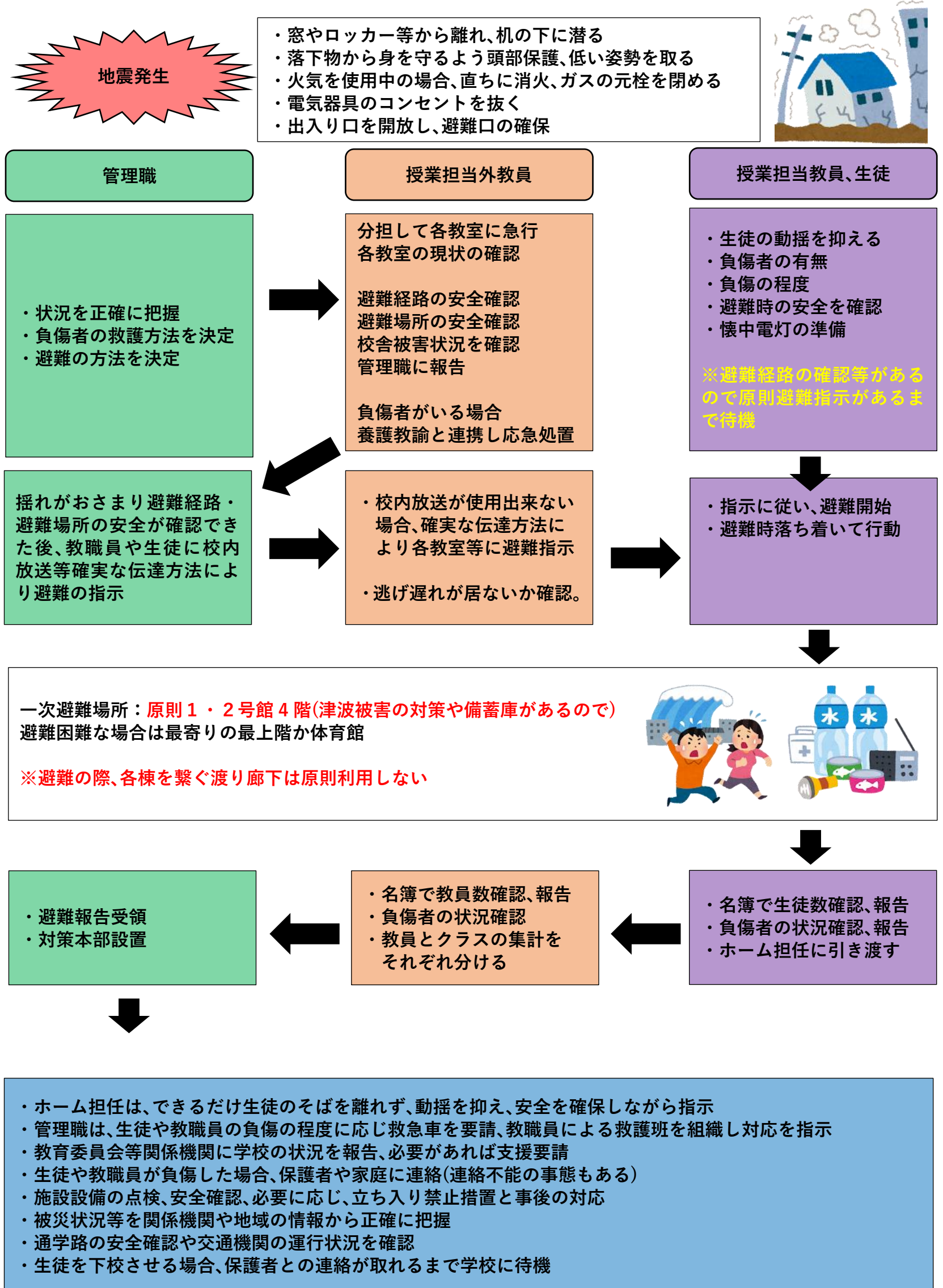


場所別の初期行動

場 所	具体的な行動
教 室	近くの窓、壁と反対側に頭を向ける 机の下に潜らせ、机の脚をしっかりとつ
特別室	危険物から離れる (機械、実験器具、棚、工具、テレビ等)
体育館	体育器具や窓ガラスから離れ、中央部に集まる 頭部保護、低姿勢の維持
階段や廊下	窓ガラス、蛍光灯の落下を避け、中央部で低姿勢の維持 近くの教室の机の下に潜る
トイレ	ドアを開け、頭部を保護して動かずにいる
運動場・校舎外	校舎等からのガラスの飛散や外壁の崩壊、 フェンスや体育器具等崩壊の危険性のあるものから離れる 姿勢を低くする



◆授業中の大規模地震の緊急対応フロー(一次避難まで)



◆大規模災害における緊急対応(校外活動時・在宅時)



予想される状況
・強い揺れの際は立つこと、歩行も困難 ・建物や電柱等の倒壊で電線の破断 ・瓦や外壁や看板の落下や窓ガラス飛散 ・塀や石垣や自動販売機等の倒壊 ・液状化で泥水や砂の噴出 ・液状化で建造物の傾斜や道路の陥没 ・傾斜地は、山崩れ・崖崩れが発生 ・海岸部は、津波の危険性 ・道路の地割れ ・プロパンガスの漏洩



◆緊急時の情報収集方法



緊急時の情報収集方法
被害の状況や生活に関連する情報を正確に入手できる手段が大切
災害時に必要な情報源(自分にあった情報の入手方法を選んで用意)
・テレビ ・ラジオ ・スマートフォン ・地域の防災無線 ・県や市町村の広報 など
※誤った情報や出所の分からない情報に惑わされないように注意



◆災害時に必要な情報



緊急時の情報収集内容
○各地の被害の状況 ○被害の予想 ○交通手段・電気・水道・ガスなどの復旧の状況 ○気象庁が発表する警報や注意報、気象情報



※ただし避難行動に関しては、**特に津波の危険性が高い大地震の場合など**、
情報を待たずにまず安全な高台へ！空振り OK、見逃し NG

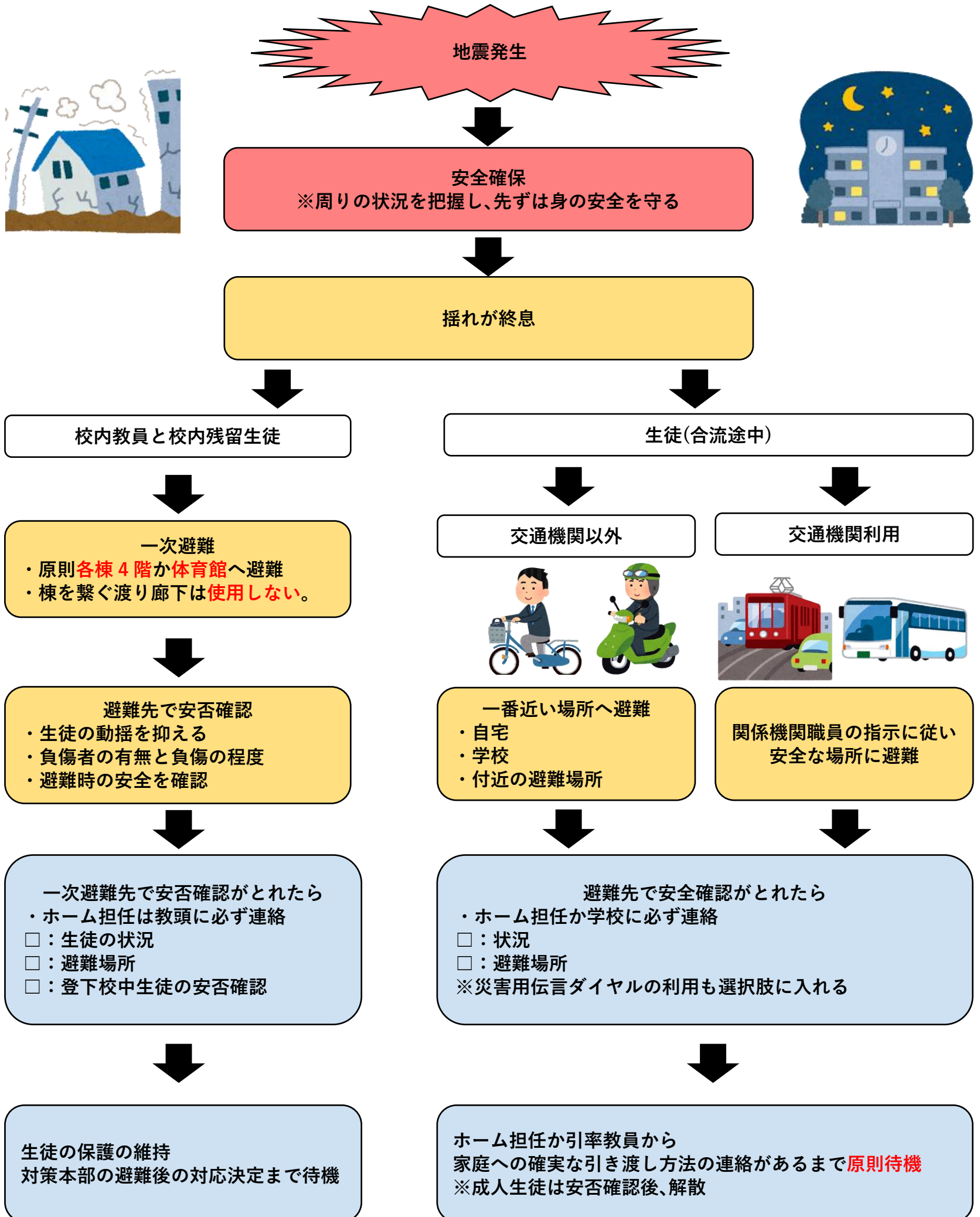
◆安否情報や集合(避難)場所などの確認

災害時は携帯電話がつながりにくく安否確認や避難場所の確認に時間を有する

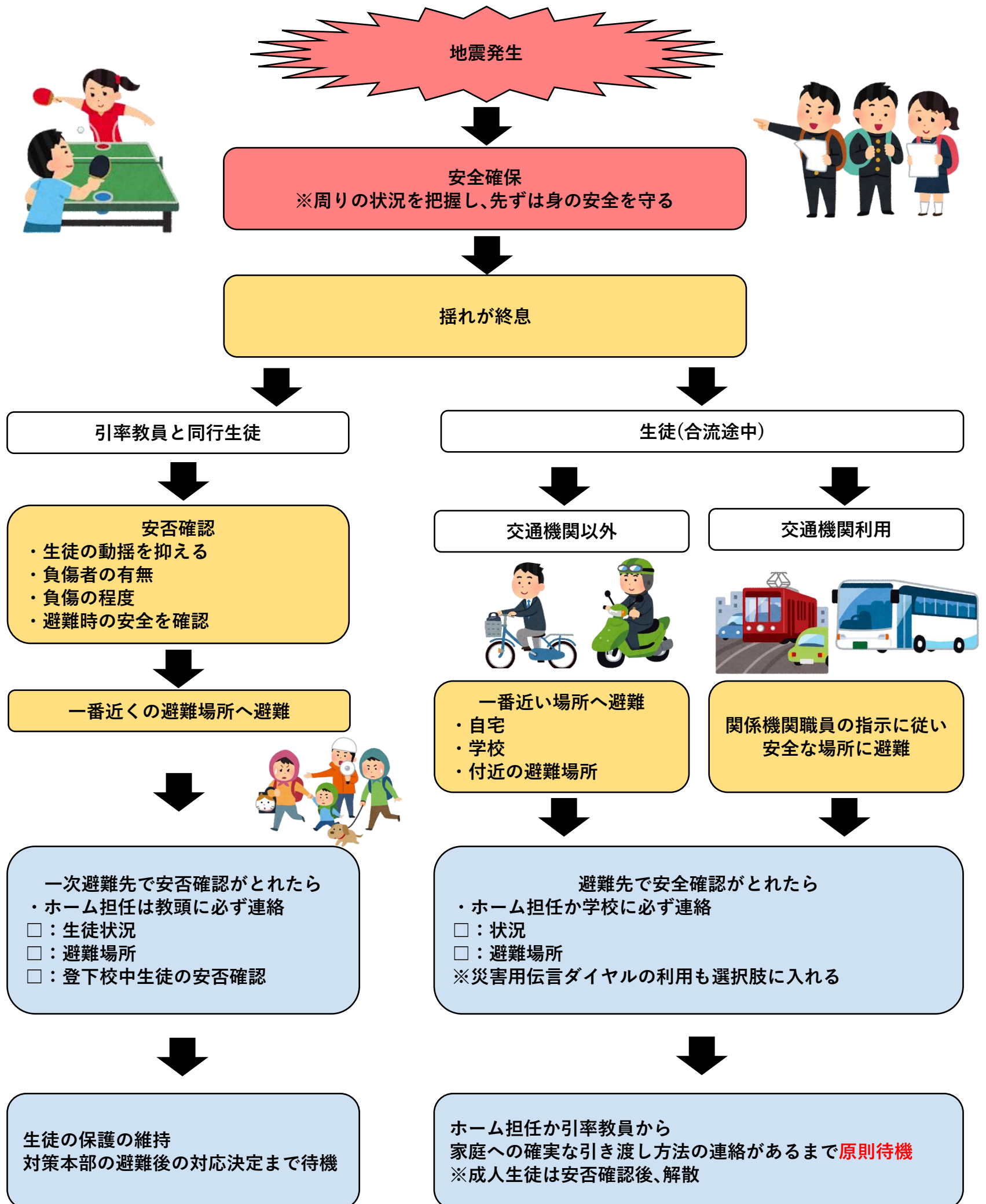
- ①：すぐーる
- ②：緊急連絡網
- ③：災害用伝言ダイヤルを利用

※生徒個々の避難場所については生徒理解カードに記載
避難用持出袋にて管理(職員室入口棚に常備)

◆大規模災害における緊急対応(登下校時の対応)のフロー



◆大規模災害における緊急対応(校外活動時の対応)のフロー



災害発生

2.災害発生後

p.21：授業再開に向けての手順

p.22：休日・夜間の震災時における参集体制

p.23：災害後教職員の動員計画の対応フロー

p.24：生徒引渡し連絡カード

p.25：避難所としての学校の対応

p.26：保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー



◆授業再開に向けての手順



教職員参集	・教職員やその家族の安否確認 ・教職員の住居の被災状況確認 ・住居の安全を確保した後、直ちに学校に集合 ・学校防災本部の設置 ・状況に応じ、臨時休校の措置 ・教育委員会や保護者に連絡
-------	--



災害状況	生徒地域 ・生徒や保護者の安否確認 ・生徒動向把握(避難先等) ・生徒の心理面への影響確認 ・生徒の住居の被災状況確認 ・地域の被害状況の確認
	校舎 ・目視点検で校舎等の被害状況確認 ・ライフライン、電話の被害状況確認



授業再開 事前準備	・校舎の被害に対する応急措置 ・校舎等の安全点検、危険度の判定調査 ・ライフライン、仮設トイレの確保 ・通学路の安全点検 ・教室確保(施設借用、仮設教室設置) ・避難移住生徒の修学手続きの臨時措置 ・学用品、救援物資等の受入れ ・避難所の運営
--------------	--



授業再開準備	・校舎施設、設備の復旧 ・仮設教室の建設 ・教科書確保 ・生徒の学力補充と心のケア対策 ・教職員配置、教職員不足の場合への対応 ・授業形態の工夫 ・再開時の保護者への連絡
--------	---



生徒訪問 臨時登校	・避難移動した生徒の訪問 ・生徒の確認と学級編成 ・心理面の安定確保 ・具体的な被害状況確認(学用品等) ・通学の安全指導、臨時登校
--------------	--



授業再開



◆休日・夜間の震災時における参集体制

津波警報が発表

第 1 配置：警戒態勢

・ 校長 ・ 副校長 ・ 教頭 ・ 事務長

高知県中部に震度 4 の地震発生または津波警報が発表

第 2 配置：必要に応じ、災害対策本部設置

・ 対策本部員 ・ 勤務時間外の場合近隣に住む教職員

高知県中部に震度 5 弱以上の地震発生または津波警報が発表

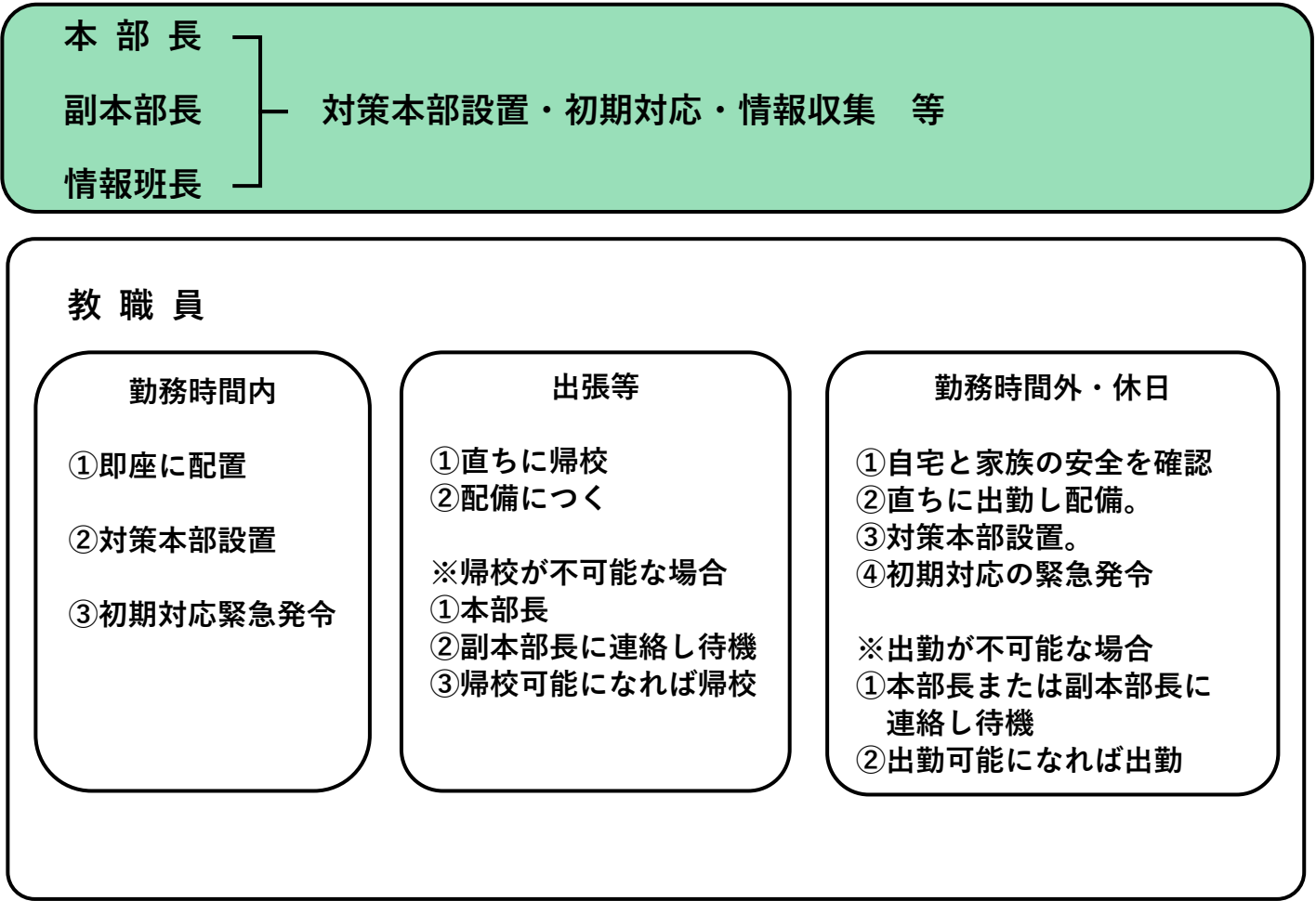
第 3 配置：対策本部設置

・ 対策本部員 ・ 勤務時間外の場合近隣に住む教職員

教職員安否確認実施（教頭） ①すぐーる ②教職員用連絡網

対策本部		
役職名	担当	役割内容
本部長	校 長	・ 全校避難指示 ・ 避難の実施方法決定 ・ 負傷者の救護決定 ・ 情報収集 ・ 地域全体の被害状況把握 ・ 教育委員会や外部機関対応 ・ マスコミ対応(本部長) ・ 教職員の役割分担の決定 ・ 保護者対応 ・ 記録と整理及び報告 ・ 今後の対応方針決定
副本部長	副校長 教 頭 事務長	
対策委員	安全衛生管理者 生徒指導主事 教務主任 総務主任	

◆災害後教職員の動員計画の対応



配備体制	配備基準	参集体制
第1 配備 警戒態勢	津波注意報が発表	全日制・定時制の管理職
第2 配備 必要に応じ 対策本部設置	震度4の地震が 高知県中部で発生	全日制・定時制の管理職 全日制・定時制の近距離通勤者
	津波警報が発表	
第3 配備 対策本部設置	震度5弱の地震が 高知県中部で発生	上記の教職員に加え全日制・定時制の ・運営委員 ・各工業科科長 ・各ホーム担任 ・養護教諭 ・補導専任 ・学年主任 ・保健主事 ・特別支援教育学校コーディネーター
	震度5強の地震が 高知県中部で発生	全教職員
	大津波警報が発表	全教職員

◆生徒引渡し連絡カード(20 歳未満生徒用)

生徒氏名	(歳)	学年・組	年 組
緊急時連絡先	()		
引取者氏名		生徒との関係	
避難場所			
引渡日時	月 日 ()	時 分	
対応教職員名			

注意事項

- ・原則、20 歳未満生徒は保護者か引取り者が居ないと引渡し不可
- ・提出時に中身を確認後提出が認められたら 2 次避難先に避難可
- ・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

◆生徒引渡し連絡カード(20 歳以上生徒用)

生徒氏名	(歳)	学年・組	年 組
緊急時連絡先	()		
避難場所			
提出日時	月 日 ()	時 分	
対応教職員名			

注意事項

- ・20 歳以上生徒は自身で家族等の居る避難場所に向かえるが、必ずカードに記入して提出
- ・提出時に中身を確認後提出が認められたら 2 次避難先に避難可
- ・対応教職員は記入された生徒引渡し連絡カードを対策委員か管理職に提出

◆災害発生後の避難所としての学校の対応

学校防災本部設置(本部は校長室)
・ 学校医、地域の医師会と連携 ・ ボランティアの受け入れ準備 ・ 避難所支援の構成人数と役割分担の決定 ・ 自主防災組織や防災担当部署職員との協力体制確立

各対応一覧		
各対応	公務分掌	内容
施設等開放区域明示	教務部 生徒支援部	・ 開放、立入禁止区域の明示 ・ 緊急車両の発着場確保 ・ 高齢者や障がい者への優先的配慮
避難者誘導	進路指導部	・ 避難所使用のマナー ・ 担当者による誘導 ・ 一般的注意の徹底 ※避難者の自家用車の乗入れは原則禁止
救援物資調達配給	教務部	・ 配給時トラブルの回避 ・ 食事、救援物資の配給経路の把握 ※高齢者、障がい者、非常持出品の無い家庭を優先
衛生環境整備	養護教諭 生徒支援部	・ 仮設トイレの設置 ・ ゴミの収集場所の管理 ・ 食中毒や伝染病等衛生面への配慮
仮設テント設置	生徒支援部	・ 緊急車両の進入の妨げとならない場所に設置
避難所運営組織づくり支援	総務部	・ 学校防災本部長、副部長との連携 ・ 避難生活の基本的ルールについての助言
ボランティア受け入れ	進路指導部	・ ボランティアコーディネーターに協力依頼 ・ 活動拠点の設置 ・ 災害ボランティアセンターとの連携
炊き出し協力	生徒支援部	・ 使用可能な調理室(食堂)の提供 ・ 献立、衛生管理等についての助言
避難者の名簿作成	総務部	・ 原則、入所時に記入 (氏名・性別・年齢・住所・携帯番号等) ・ 名簿の作成と更新
自主防災組織への移行		・ 避難所運営が避難住民の自治組織に移行。 ・ 以降教職員は側面から支援

◆災害発生後の保護者との連絡と引き渡しについての対応フロー

